

令和3年度
茨城県安全なまちづくり県民運動
推進要綱

〈年間スローガン〉

防犯は

鍵かけ 声かけ 心がけ

茨城県安全なまちづくり推進会議

事務局 茨城県県民生活環境部生活文化課
安全なまちづくり推進室

茨城県安全なまちづくり情報ツイッター2次元コード



(携帯電話などのバーコードリーダーで読みとれます。安全なまちづくり情報のつぶやき)

令和3年度茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱

1 趣旨

この運動は、県民一人ひとりが犯罪を防止する意識を高め、地域ぐるみ、職場ぐるみの自主的な防犯活動を広く県民運動として推進し、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めることにより、安全・安心を実感できる地域社会の実現を図ることを目的に実施する。

2 推進期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

3 主唱

茨城県安全なまちづくり推進会議

4 実施機関・団体

別紙のとおり

5 年間スローガン

防犯は 鍵かけ 声かけ 心がけ

6 運動の重点

- (1) 子供、女性、高齢者及び障害者の安全確保
- (2) ニセ電話詐欺、悪質商法の被害防止
- (3) 住宅侵入窃盗、自動車盗の被害防止
- (4) 暴力団排除活動の推進
- (5) 薬物乱用の防止
- (6) 防犯ボランティア団体の拡充と活動の促進
- (7) 犯罪被害者等への支援に対する理解と協力

7 各季運動等

各季において実施方法等を定め、県内統一した運動を展開する。

8 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、この要綱に基づき相互に連携して適切かつ効果的な県民運動の実施事項を策定し、推進体制を確立する。

また、県民総ぐるみの運動として展開するため、地域住民に対する啓発を行うとともに、積極的な参加を呼びかける。

●運動の重点推進事項

重点 1 子供、女性、高齢者及び障害者の安全確保

子供や女性等に対する声掛け事案やわいせつ事案は、依然として後を絶たない状況にあり、この種事案は、殺人や誘拐等の凶悪事件にも繋がりがねないものである。

また、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長等に重大な影響を与える児童虐待も社会問題となっている。

一方、高齢者が被害者となるニセ電話詐欺や、認知症高齢者等のはいかい事案も高い水準で発生している。障害者も、悪質商法等の犯罪被害に遭っても、本人がだまされたことに気づかない場合や、気づいても相談をためらうことがある。

これらのことから、自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみで見守り活動を展開することにより、子供、女性、高齢者及び障害者が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

【具体的な推進事項】

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供と一緒に通学路を歩いて、危険箇所の点検や「こどもを守る110番の家」等緊急避難場所を確認する。 ○ 警察相談専用ダイヤル「#9110」を活用する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自分たちの街は自分たちで守る」という自主防犯意識を高め、住民の目が行き届いた地域づくりに努める。 ○ 「あいさつ・声掛け」を励行し、地域の連帯を深め、犯罪の起きにくい地域づくりに努める。 ○ 防犯ボランティア団体や地域ぐるみによる登校・下校時に合わせた通学路等における子供の見守り活動を実施する。 ○ 見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」を推進する。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難場所（「こどもを守る110番の家」）の設置や「こどもを守る110番の車」として営業車等を運用する見守り活動等を通じて、子供の安全の確保に協力し、犯罪の起きにくい社会づくりを図る。 ○ 地域社会で支援する必要があると思われる高齢者、子供等に対する見守り活動を実施する。 ○ コンビニエンスストアにおけるセーフティステーション（SS）活動を促進する。 ○ 企業によるCSR活動の一環として、事業者が、事業活動とは別に行う見守り等に加え、日常の事業活動を行いながら、子供を見守る「ながら見守り」等を推進する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者を始め、地域住民と連携した通学路の点検や子供の見守り活動を実施する。 ○ 子供による地域安全マップの作成や防犯訓練の積極的な実施等により、子供の危険予測・危険回避能力を高める。 ○ 声掛け事案等の情報を素早く入手し、メールや不審者情報掲示板等により保護者に発信する。 ○ 「こどもを守る110番の家」等の緊急避難場所との連携を一層強化する。 ○ 児童虐待、いじめ等から児童を迅速かつ適切に保護するため、警察等関係機関と連携して対処する。

重点2 ニセ電話詐欺、悪質商法の被害防止

令和2年中の県内におけるニセ電話詐欺の認知件数は306件（前年比で70件減少）、被害額は約5億5千万円（前年比で約8千万円減少）といずれも減少したものの、高齢者を中心に多額の被害が生じており、依然として高い水準にある。

手口別では、息子や孫などを騙って電話をかけ、現金等をだまし取る「オレオレ詐欺」による被害が依然として発生しているほか、警察官や金融機関職員などを騙って電話をかけ、預貯金口座の暗証番号を聞き出した上でキャッシュカードをだまし取ったり、盗んだりする「預貯金詐欺」や「キャッシュカード詐欺盗」といった手口による被害が多発している。

また、「必ず儲かる」「値上がり確実」等と利殖になることを強調するといった詐欺的な投資に関するものも依然として横行している。

これらの状況を踏まえ、関係機関・団体等との連携を一層強化し、県民一丸となった隙のないセーフティネットを作り、社会全体でニセ電話詐欺、悪質商法撲滅の気運を高める。

【具体的な推進事項】

関係機関・団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関における出金者への県警作成注意喚起リーフレットを呈示した声掛け及び預貯金小切手の推奨、不審時のホットライン通報を行う。 ○ コンビニエンスストアにおける電子マネー購入者への県警作成注意喚起リーフレットを呈示した声掛け及び電子マネー被害防止用封筒の活用を行う。 ○ コンビニエンスストアにおけるプリペイドカード型電子マネー購入者及び収納代行サービス利用者への県警作成注意喚起リーフレットを呈示した声掛けを行う。 ○ 駅及びその周辺の商店等における被疑者及び被害者発見のための通報ネットワークを構築する。 ○ 消費生活センターへの被害に係る情報提供の依頼を実施する。
高齢者に対する被害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供や孫世代、働く世代からの注意喚起を通じて高齢者の抵抗力を向上させる。 ○ 高齢者世帯の訪問活動を通じて被害防止を啓発する。 ○ 年金支給日（偶数月の15日）における警戒活動を強化する。 ○ 悪質商法等による消費者被害防止に関する情報を提供する。
広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迷惑電話防止機能が付いた装置や電話機の普及を促進する。 ○ 被害に遭わないための心に響く広報啓発を図る。 ○ 多様な広報媒体を活用したタイムリーな情報発信を提供する。 ○ 各種会合や出前講話等の機会を利用した広報啓発を図る。

【対象別推進事項】

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代間交流、家族の絆を一層強化する。 ○ 電話でのお金が絡む話は、相手に渡す前に必ず相談する。 ○ 家族だけが分かる合い言葉を決めて、被害防止に努める。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニセ電話詐欺、悪質商法の手口など知り得た情報について、回覧するなど地域ぐるみで情報共有、注意喚起を図る。 ○ 防犯ボランティア団体等の活動の活性化・定着化を図る。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者と接する業務に従事する際は、注意喚起を促す。 ○ 事業者が地域社会の一員として主体的に取り組む社会貢献活動を促進する。

重点3 住宅侵入窃盗、自動車盗の被害防止

令和2年中における刑法犯認知件数は、16,301件で前年に比べ4,011件、率にして19.7%減少しており、18年連続で減少となった。

住宅や事業所に侵入して金品を盗む「侵入窃盗」は、2,273件と前年より482件（17.5%）減少となった。

そのうち、住宅に侵入し金品を盗む「住宅侵入窃盗」は、1,184件と前年より274件（18.8%）減少、「自動車盗」は、821件と前年より661件（44.6%）の減少となっているが、「住宅侵入窃盗」と「自動車盗」の認知件数は、全国と比較するといずれも高い水準で推移しており、これら県民の身近で発生する犯罪が依然として多く発生している状況にある。

住宅侵入窃盗の特徴として、鍵を掛けていない場所から侵入される割合が約半数を占めている。

自動車盗は、被害車両全体の約9割がエンジンキーを抜いている状態で被害に遭っており、車種別では、乗用自動車62.1%、トラック等の貨物自動車の被害が24.9%、トラクターや重機等が13.0%となっている。

【具体的な推進事項】

<p>家庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間の外出や就寝時にも、家の鍵を掛ける習慣をつける。 ○ CPマークが添付されたサッシ窓、ドア、シャッター、防犯ガラス、防犯フィルム、補助錠など防犯性の高い器具等を使用する。 ○ 自動車から離れるときは、短時間でも必ずキーを抜きドアロックをすることや、車内に貴重品を置かないことを習慣づける。 ○ 車両への警報器・バー式ハンドルロック・タイヤロック・GPS等の設置、電波遮断キーケース、スマートキー節電モードの活用、保管場所への防犯カメラ、センサーライト、門柱チェーン等の設置など、複数の防犯対策を組み合わせる。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭防犯カメラを設置し、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に努める。 ○ 町内会や自治会、防犯ボランティアなど地域ぐるみで鍵掛けを徹底する。 ○ 防犯教室等の開催や広報紙等により、鍵掛け（戸締まり）の徹底や複数の防犯対策の併用を呼びかける。 ○ 駐車場等の管理者は、施設内の巡回や防犯カメラ、防犯灯など設備の充実を図り、盗難防止に努める。
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所に防犯カメラを設置し、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に努める。 ○ 朝礼や会議等のあらゆる機会を通じて、事業所や自宅、車両の鍵掛けの徹底を呼び掛ける。 ○ CPマークが添付されたサッシ窓、ドア、シャッター、防犯ガラス、防犯フィルム、補助錠など防犯性の高い器具等を使用する。 ○ 車両への警報器・バー式ハンドルロック・タイヤロック・GPS等の設置、保管場所への防犯カメラ、センサーライト、門柱チェーン等の設置など、複数の防犯対策を組み合わせる。
<p>学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯教室の開催や、鍵掛けによる住宅侵入窃盗、乗り物盗等の被害防止を指導する。

重点4 暴力団排除活動の推進

暴力団は、集団的威力を背景とした資金獲得活動のほか、組織実態を隠蔽し、法的な企業活動を装うなど、その活動を益々多様化させて資金獲得活動を行い、県民の生活や事業活動に大きな脅威や不当な影響を与えている。

これらの状況を踏まえ、暴力団対策法や茨城県暴力団排除条例による県、県民及び事業者が一体となった社会から暴力団をなくすための取組を行い、暴力団排除に資する各種活動を推進する。

【具体的な推進事項】

<p>暴力団対策法及び茨城県暴力団排除条例の積極的な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力的要求行為を受けたときは、早期に警察や茨城県暴力追放推進センターへの相談・届出を促進することや暴力団排除条例について、広報紙や各種メディア等を活用した広報啓発活動を行う。 ○ 条例の基本理念である、暴力団を「恐れない」「資金を提供しない」「利用しない」及び「暴力団と社会的に非難される関係を持たない」ことを周知徹底する。 ○ 県、県民、事業者が連携の上、暴力団の排除に資する情報の共有を図る。
<p>暴力団排除条項の導入等の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種業界団体等に対し、契約書や約款への暴力団排除条項の導入促進の啓発活動を行う。 ○ 取引等の相手方が排除対象であることが判明したときは、確実な排除の措置が行えるよう啓発活動を推進する。
<p>茨城県暴力追放推進センターの周知と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県暴力追放推進センターの主な活動である <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動 ・ 不当要求防止責任者講習の実施 ・ 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動 等について、県民に周知すると共に、同センターを活用した暴力団排除活動を推進する。
<p>暴力団事務所撤去の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体、茨城県弁護士会民事介入暴力対策委員会、茨城県暴力追放推進センター等関係機関・団体と連携し、暴力団事務所等の撤去を推進する。

重点5 薬物乱用の防止

令和2年中の薬物事犯の検挙人員は、263人と前年に比べ3人増加した。

罪種別では、覚醒剤事犯が167人と、前年に比べ32人減少した。

その一方で、大麻事犯は過去最多の78人と、前年に比べ23人増加し、若年層を中心とした大麻乱用の拡大が懸念されている。

薬物犯罪は、乱用者自身の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こすことがある。

さらに薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となっており、社会の安全を脅かす重大な問題である。

これらの状況を踏まえ、薬物乱用を防止する活動を積極的に推進するなど広報啓発活動を推進し、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っていく。

【具体的な推進事項】

薬物乱用防止活動の推進と規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 覚醒剤や大麻等の違法薬物の危険性・有害性について正しい知識の周知を図り、県民を薬物乱用から守るため、児童や生徒、社会人に対する薬物乱用防止教室や講話等を開催し、啓発活動を推進する。 ○ 「覚醒剤・大麻・麻薬・危険ドラッグ」等薬物乱用の根絶を目指すことが基本理念である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の周知徹底を図る。 ○ 防犯ボランティア団体や企業等と連携を強化し、街頭キャンペーン等薬物乱用防止活動に積極的に参加する。
薬物再乱用防止に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 覚醒剤や大麻等の薬物乱用者及びその家族等に対し、薬物乱用防止に関する情報を提供する。 ○ 各種メディア等を活用した広報啓発活動を積極的に推進する。
相談窓口等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警の「薬物乱用110番」や県薬務課、保健所、精神保健福祉センターの相談窓口等の活動について、県民への周知徹底を図る。 ○ 県民が薬物乱用の情報や事件を認知した場合、警察への早期相談・届出の促進を啓発する。

重点6 防犯ボランティア団体の拡充と活動の促進

県内では、令和2年末現在1,026団体、60,905名の防犯ボランティア団体が、地域の安全確保のため防犯パトロール等を行っている。

防犯ボランティアの活動は、「自分たちの街は自分たちで守る」という気運を高めるとともに、地域における犯罪抑止と犯罪の起こりにくいまちづくりに大きく貢献している。

しかしながら、近年では団体数・構成員数とも減少傾向にあるほか、多くの団体で構成員の高齢化や後継者の不在等の問題が見られるため、より一層の活性化が図られるよう、防犯ボランティア団体への支援を図り、防犯意識の高い地域コミュニティづくりを推進する。

【具体的な推進事項】

<p>防犯ボランティア団体の活動活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的かつ安全なパトロール活動に資するよう研修会等を開催する。 ○ 犯罪や不審者情報等に基づく地域安全マップの作成と活用を促進する。 ○ 青色防犯パトロールや住宅等に対する防犯診断を一層強化する。 ○ 事業所等に対して自主的な防犯活動の実施を呼び掛ける。
<p>新たな防犯ボランティア団体の結成促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪の多発地域における防犯ボランティア団体の結成を促進する。 ○ 防犯ボランティア団体のリーダー養成に努める。 ○ 防犯活動用具の整備等防犯ボランティア団体が活動しやすい環境づくりを支援する。
<p>地域における連帯感の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自分の身は自分で守る」「自分たちの街は自分たちで守る」という意識を醸成し、地域コミュニティ全体の活性化を図る。 ○ 地域住民に対し、防犯ボランティア活動への積極的な参加を促し、地域ぐるみでの防犯活動を推進する。
<p>情報提供・広報啓発の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ひばりくん防犯メール」等各種広報媒体を活用し、犯罪の発生状況や防犯対策に関し、地域の実情を反映した情報を提供する。 ○ 防犯ボランティア団体活動の模範的事例等について積極的に情報発信に努め、情報の共有化と意識啓発を図る。

重点7

犯罪被害者等への支援に対する理解と協力

犯罪被害者等が、被害から回復し、再び平穏な生活を取り戻すためには、国や地方公共団体による施策の推進とともに、地域社会全体の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

しかしながら、犯罪被害者等の現状は、周囲の人々からの配慮のない言動により二次的被害を受けるなど、日常生活に支障を来していることが少なくない。

このような状況から、犯罪被害者等に対する適切な支援がなされるよう、県民に対し犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性等について意識の高揚を図る活動を推進する。

【具体的な推進事項】

<p>犯罪被害者等支援教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いのちの講演会」等の開催による心の教育の充実を図る。 ○ スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図る。 ○ 犯罪被害者等の体験集による啓発活動を促進する。
<p>犯罪被害者等への支援に対する活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者支援ハンドブックを活用した円滑な支援活動を推進する。 ○ 犯罪被害者等支援に携わる市町村担当者等に対する研修会を開催する。 ○ 各地区被害者支援連絡協議会による自主的な活動を推進する。
<p>広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用して「犯罪被害者等の置かれている状況への理解」「犯罪被害者等の気持ちを尊重して接することの大切さ」及び「地域全体で犯罪被害者等を支えることの重要性」を呼びかける。 ○ 犯罪被害者週間、人権週間等における広報啓発活動を推進する。 ○ 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている「いばらき被害者支援センター」や性暴力等被害者のための支援ネットワークである「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」等、犯罪被害者支援のための各種相談窓口の周知を図る。

●主な運動等

1 期間を定めて行う運動

運動の名称	運動期間 (予定)	実施方法等
春の地域安全運動	4月25日(日)～5月9日(日) (15日間)	別添1の要領に基づき実施
夏の犯罪抑止活動	7月18日(日)～8月16日(月) (30日間)	別添2の要領に基づき実施
全国地域安全運動	10月11日(月)～10月20日(水) (10日間)	国(警察庁)で定める要領に基づき実施
犯罪被害者週間	11月25日(木)～12月1日(水) (7日間)	別途3の要領に基づき実施
年末の犯罪抑止活動	12月17日(金)～12月31日(金) (15日間)	別添4の要領に基づき実施

2 その他の運動及び活動【必要に応じ変更等をする場合有り】

- (1) 安全なまちづくりキャンペーン (別添5の要領に基づき実施)
- (2) 犯罪被害者週間キャンペーン (別添6の要領に基づき実施)
- (3) 「ロックの日」啓発活動 (別添7の要領に基づき実施)
- (4) 「地域マップコンクール」の開催 (県内小学生を対象として10月表彰予定)
- (5) 地域安全茨城県民大会の開催 (10月開催予定)
- (6) 暴力追放茨城県民大会の開催 (11月開催予定)
- (7) 犯罪被害者支援「いのちの講演会」の開催 (県内中学校、高校を対象に開催予定)
- (8) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (6月20日～7月19日予定)

別添 1

春の地域安全運動実施要領

1 目的

新入学・入園した子供や、就職・転勤等で生活環境が変わった人も、新たな環境に慣れ始めて気の緩みも生じやすく、またゴールデンウィークでの行楽や農繁期も重なるなど、外出の機会が増えるこの時期を捉えて県民の防犯意識の高揚を図る。

2 期間

令和3年4月25日（日）から5月9日（日）まで

3 取組重点

子供、女性の安全確保
住宅侵入窃盗の被害防止
乗り物盗の被害防止

4 主催

茨城県安全なまちづくり推進会議

別添 2

夏の犯罪抑止活動実施要領

1 目的

夏は、夏休みでの旅行やお盆での帰省、祭事等で家を空けることが多くなるほか、暑さから夜間の戸締まりや鍵かけもおろそかになりがちとなる。

また、気分も開放的になり、犯罪被害に遭うおそれが高まる。

一方で、離れて暮らしている家族等が集まる機会も多いことから、ニセ電話詐欺等の被害防止について家族での話し合いを呼びかけるなど、県民の防犯意識の高揚を図る。

2 期間

令和3年7月18日（日）から8月16日（月）まで

3 取組重点

住宅侵入窃盗の被害防止
子供、女性の安全確保
ニセ電話詐欺の被害防止

4 主催

茨城県安全なまちづくり推進会議

別添 3

犯罪被害者週間

1 目的

集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、県民の理解を深める。

2 期間

令和3年11月25日（木）から12月1日（水）まで

3 取組重点

犯罪被害者等に対する理解の浸透

4 主催

茨城県安全なまちづくり推進会議

別添 4

年末の犯罪抑止活動実施要領

1 目的

師走は、年末年始に向けた準備等で防犯意識も希薄になりがちとなる。

また、夕暮れの早い季節は暗がりでの犯罪の発生への不安が募る時期でもあることを捉え、県民の防犯意識の高揚を図る。

2 期間

令和3年12月17日（金）から12月31日（金）まで

3 取組重点

住宅侵入窃盗の被害防止

自動車盗の被害防止

ニセ電話詐欺の被害防止

4 主催

茨城県安全なまちづくり推進会議

別添 5

安全なまちづくりキャンペーン実施要領

1 目的

犯罪被害を防止するためには、県民一人ひとりの心がけが重要であることから、県民に対し「防犯は 鍵かけ 声かけ 心がけ」を呼びかけて防犯意識の高揚を図り、安全で安心できる地域社会の実現を目指し実施する。

2 実施日

令和3年10月8日（金）
（全国地域安全運動期間（10月11日～10月20日））

3 実施場所

県内

4 主催

茨城県安全なまちづくり推進会議

別添 6

「犯罪被害者週間」キャンペーン実施要領

1 目的

犯罪被害者等が、犯罪により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要であることから、犯罪被害者の置かれている立場や犯罪被害者等に対する支援の重要性、必要性を広報啓発し、犯罪被害者等に対する県民の理解を深めるために実施する。

2 実施日

令和3年11月25日（木）
（犯罪被害者週間（11月25日～12月1日））

3 実施場所

県内

4 主催

茨城県安全なまちづくり推進会議

別添 7

「ロックの日」啓発活動

1 目的

日本ロックセキュリティ協同組合が定めた「6月9日は我が家のカギを見直すロックの日」（通称「ロックの日」）に併せて、県民に対し、自宅のカギを見直し防犯性能を向上させるきっかけづくりと、確実な施錠による空き巣、忍込み、居空き等の住宅侵入窃盗や車上ねらい等の被害防止を呼びかけるなど、防犯意識の高揚を図り、被害に遭うことなく安心して暮らせる安全なまちづくりを目指し実施する。

2 実施場所

県内

3 主催

茨城県安全なまちづくり推進会議

※ 別添 1～4 の取組重点について

各季運動の取組重点については、実施期間前の治安情勢を踏まえて、必要に応じ、変更することができる。

変更を行った場合には、各季運動実施の通知に変更等を記載して、各構成機関・団体等への周知を図る。

※ 別添 5～7 の実施内容について

実施者が相互に協力し、県民に対し、安全なまちづくりに関する広報啓発活動を実施する。

具体的例として

- (1) 人が多く集まる場所での啓発品の配布と声かけ活動
- (2) ホームページや広報誌、回覧板、防犯無線などを活用した啓発活動
- (3) 安全なまちづくりに関するチラシやポスターの掲示
- (4) 職場や会議、会合等での注意喚起
- (5) 家族などへの周知

などを実施する。

なお、キャンペーン等啓発活動を実施する場合には、実施内容等を事前に各構成機関・団体等への周知を図ることとし、事情に応じて柔軟に実施日等も変更して行う事とする。

別紙

茨城県安全なまちづくり推進会議構成機関・団体

【県・市町村】

茨城県
茨城県議会
茨城県教育委員会
茨城県警察本部
茨城県市長会
茨城県町村会

【事業者団体】

一般社団法人 茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会
茨城県農業協同組合中央会
茨城県商工会議所連合会
茨城県商工会連合会
茨城県駐車場協会
一般社団法人 茨城県建築士会
一般社団法人 茨城県建築士事務所協会
茨城県コンビニエンスストア防犯協議会
日本ロックセキュリティ協同組合茨城支部
茨城県自動車盗難等防止対策協議会
茨城県石油商業組合
一般社団法人 茨城県警備業協会
一般社団法人 茨城県高圧ガス保安協会
一般社団法人 茨城県銀行協会
茨城県信用組合協会
茨城県信用金庫協会

【民間団体】

茨城県学校長会
茨城県高等学校長協会
茨城県私学協会
一般社団法人 茨城県専修学校各種学校連合会
一般社団法人 茨城県私立幼稚園・認定こども園
連合会
茨城県高等学校 P T A 連合会
茨城県 P T A 連絡協議会
茨城県特別支援学校 P T A 連絡協議会
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
公益財団法人 茨城県老人クラブ連合会
茨城県自治会連合会
一般社団法人 茨城県子ども会育成連合会
公益社団法人 いばらき被害者支援センター
茨城県地域女性団体連絡会
茨城県交通安全母の会連合会
公益財団法人 茨城県防犯協会
株式会社 茨城新聞社
株式会社 茨城放送
公益社団法人 茨城県青少年育成協会
茨城県青年団体連盟
公益社団法人 日本青年会議所関東地区
茨城ブロック協議会
日本労働組合総連合会茨城県連合会
公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター

